

学校園の池等におけるコイヘルペスウイルス病発生への対処について

1 コイヘルペスウイルス病（KHV）は人やコイ以外の魚には感染しない

- コイ（マゴイ及びニシキゴイ）特有の病気であり、KHVに感染したコイや池の水に触れても安全である。
- KHVに感染するとコイだけが一度に大量あるいは連日死んだりする（金魚、メダカ、フナなどは、KHVが原因で死なない）。

※ 関連サイト：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/koi/index.html>（農林水産省 HP）

2 池や水槽のコイを河川等へ放流することは禁止

KHVのまん延防止のため、飼育しているコイを県内の天然河川へ放流することは禁止されているので行わない。

※ 本県では、ないすいめんぎょじょう兵庫県内水面漁場管理委員会指示（平成16年5月26日に発動以降、期間延長措置により対応）により、天然河川への放流等が禁止されている。

3 コイだけが、いつもと違った死に方をした場合に連絡

飼育しているコイだけが、①毎日続けて多数死んだ場合、②一度に10尾以上（飼育尾数が10尾未満の場合は全て）死んだ場合は、農林水産部水産漁港課または関係県民局に連絡する。

・・・別紙【関係連絡先】

※1 1～2尾だけ死んでいる場合は、しばらく継続監視を続ける。

※2 既に死んでいるコイは、校庭にそのまま埋却するか、ゴミとして廃棄により処分する。

4 KHVが発生した池や水槽での対処

① 新たに死んだコイは迅速に処分する

生き残っているコイは、そのまま飼育しておき、新たに死んだコイは、校庭にそのまま埋却するか、ゴミとして廃棄により処分する。

② 池（池の水）の消毒は行わなくてもよい

学校園の池では他の魚類を飼育していたり昆虫類が生息していたり、ビオトープを形成する池も多く、このような池ではコイ以外の生き物を殺さないため、消毒は行わなくてもよい。

※ 学校の判断により消毒等を実施する場合は、農林水産部水産漁港課に事前に相談する。

③ 排水は、最小限にとどめる

池の水が下水道に排水されず、河川に通じる水路に排水される場合は、水質が確保される範囲において、最小限の排水に制限する（水槽でコイを飼育している場合は、排水は原則として下水道に流す）。

○ もしKHVが発生しても、KHVは人には感染しないので、これまでと同様に池の水に触れても安全である。

○ 必要以上の不安を招くことのないよう、池の周りを防護柵やロープで立ち入り禁止にするような過剰な措置は行わない。